

## 新潟市水道局水質検査業務管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市水道局技術部水質管理課（以下「水質管理課」という。）において実施する水質検査が、管理された体制の下で正確かつ精度良く実施され、もって水質検査の結果の信頼性を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第13条第1項、第18条第1項及び第20条第1項に基づいて、水質管理課が実施する水質検査に適用する。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第13条第1項、第18条第1項及び第20条第1項に定める水質検査をいう。
- (2) 品質管理システム 水質検査の結果の信頼性を保証するために必要な方針及び目標並びに方針に従って実行され、測定の精度を管理及び保証することを中心とした方法を体系的かつ総合的に定めたものをいう。
- (3) 水質検査業務マニュアル 品質管理システムを文書化したものをいう。
- (4) 規定 水質検査業務マニュアルの基本的事項及び重要と考えられる事項を定めたものをいう。
- (5) 標準作業手順書 水質検査に係るすべての作業を、各工程に分けて具体的かつ詳細に記述した文書をいう。
- (6) 内部精度管理 検査担当者の測定精度の確保と向上を目的とした、当水質管理課が自ら実施する精度管理のことをいう。
- (7) 外部精度管理 国又は都道府県その他適当と認められる者が行う精度管理に関する

調査をいう。

(組織)

第4条 新潟市水道局技術部に運営管理者を、水質管理課に品質管理責任者、技術管理責任者、品質管理責任者の代理者及び検査区分責任者を置き、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 運営管理者は、技術部長とする。
- (2) 品質管理責任者は、水質管理課長とする。
- (3) 技術管理責任者は、水質検査部門担当の水質管理課長補佐とする。
- (4) 品質管理責任者の代理者は、企画グループ係長とする。
- (5) 検査区分責任者は、分析第1グループ係長、分析第2グループ係長とする。

(運営管理者等の業務)

第5条 前条各号に掲げられた者は、担当する業務を水質検査業務マニュアルに基づき実施するものとする。

(検査担当者)

第6条 水質検査に従事する者(以下「検査担当者」という。)は、水質管理課の職員のうち、必要な教育訓練を受け、必要な知識、技能を習得した者とする。

(文書及び記録の管理)

第7条 文書及び記録の管理については、水質検査業務マニュアル、文書管理規定及び記録の管理規定に基づき実施するものとする。

(教育訓練)

第8条 品質管理責任者は、すべての検査担当者が水質検査に必要な分析技術を習得し、かつ、水質管理に必要な知識を獲得するために、教育訓練規定及び毎年作成する教育訓練実施計画に基づき教育訓練を実施するものとする。

(不適合業務の管理)

第9条 検査担当者は、水質検査を行う場合は、水質検査標準作業手順書を遵守しなければならない。

2 標準作業手順書からの逸脱等不適合業務を認めた者は、水質検査業務マニュアルに基づき報告するものとする。

(是正処置及び予防処置)

第10条 品質管理責任者及び技術管理責任者は、不適合業務が特定された場合には是正処置を、不適合業務の発生の可能性が予測される場合には予防処置を、それぞれ水質検査業務マニュアルに基づき実施するものとする。

(内部監査)

第11条 品質管理責任者は、品質管理システムが適切に実施されていることを確認するため、内部監査規定に基づき内部監査を実施するものとする。

(マネージメント・レビュー)

第12条 運営管理者は、品質管理システムが適切に機能していることを確認するため、水質検査業務マニュアルに基づき見直すものとし、その結果、改善が必要とされるものについては改善処置を実施するものとする。

(検査の精度管理)

第13条 品質管理責任者は、水質検査の結果の再現性等を確認するため、水質検査標準作業手順書に定める方法により、精度管理規定及び毎年作成する精度管理実施計画に基づき内部精度管理を実施するものとする。

(外部精度管理)

第14条 品質管理責任者は、精度管理規定に基づき、外部精度管理に定期的に参加できるように体制を整えるものとする。

(施設)

第15条 技術管理責任者は、水質検査の結果に影響を及ぼさないよう、検査が適正かつ容易に実施できる設備及び環境を確保し、維持管理するものとする。

(装備等)

第16条 検査担当者は、測定機器保守管理標準作業手順書に基づき、測定機器等の保守管理を実施するものとする。

(検査方法)

第17条 検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)に基づく方法とし、水質検査業務マニュアル等に基づき実施するものとする。

(試料の採取及び管理)

第18条 試料の採取及び管理については、試料管理標準作業手順書に基づき実施するものとする。

(水質検査結果書)

第19条 水質検査結果書は、水質検査業務マニュアルに基づき、水質検査の結果が適正であることを確認されたうえで、発行されなければならない。

(物品等の購入)

第20条 検査の品質に影響を与える恐れのある物品の購入及び定期点検委託等については、あらかじめ水質管理課が指示した仕様を満たすものとしなければならない。

(受注)

第21条 委託者の要求事項を十分に確認し、これを満たすことができると判断した場合は、委託者と契約を締結するものとし、その契約内容を遵守しなければならない。

(外注)

第22条 水質検査機器の故障等予期せぬ理由により、水質検査を他の水質検査機関に委託

する場合は、水質管理課と同等以上の水質検査能力を有することを確認するものとする。

- 2 受託した水質検査を他の水質検査機関に再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。